

大蔵委員會議録第三十三号

昭和二十八年二月二十五日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君

理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳満君

理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君

理事 佐藤 勲次郎君

上塚 司君

島村 一郎君

西村 直己君

三和 精一君

加藤 高藏君

吉田 正君

坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務官(大

臣官房日本専売

公社監理官)

大蔵事務官(主

計局法規課長)

大蔵事務官

(銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(管

財局固有財産第

一課長)

厚生事務官(大

臣官房国立公園

部管理課長)

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月二十四日

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九三三号)

納税貯蓄組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九四号)

鉄道債券及び電信電話債券等に対する

第一類第六号 大蔵委員會議録第三十三号 昭和二十八年二月二十五日

る政府の元利払の保証に関する法律
案(内閣提出第九五号)

同日

酒税法の一部改正等に関する請願

(河原田藤吉君紹介)(第二五〇二号)

同(佐藤善一郎君紹介)(第二五〇三

号)

同外三件(船田中君紹介)(第二五

一号)

同(福永健司君紹介)(第二五二二

日本製軍火機等に対する物品税撤廃

の請願(加藤勲十君紹介)(第二五

四号)

台湾における外地資産の補償に関す

る請願(中田政美君紹介)(第二五

五号)

同(生悦住貞太郎君外一名紹介)(第

二五〇六号)

物品税中、貴石、貴金屬の製造課税

を小売課税に変更反対に関する請願

(加藤勲十君紹介)(第二五〇八号)

外車の輸入関税引上げ反対に関する

請願(關谷勝利君紹介)(第二五四九

号)

ネオントランスに対する物品税軽減

の請願(川野芳満君紹介)(第二五

〇号)

理容師、美容師の事業所得税を勤勞

所得税に変更の請願(赤松勇君紹介)

(第二五七七号)

同(橋本次郎君紹介)(第二六三一

酒税引下げに関する請願外十一件

(大橋忠一君紹介)(第二五九八号)

同外三十七件(只野直三郎君紹介)

(第二五九九号)

同外六十五件(川村義義君紹介)(第

二六〇〇号)

同外百五十二件(木下重範君紹介)

(第二六〇一号)

国鉄職員退職金の増額に関する請願(館

俊三君紹介)(第二六二四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

所得税法の一部改正に関する陳情書

(日本弁護士連合会会長長野国助外

二名)(第二五二五号)

燈台税設定に関する陳情書(神戸市

生田区明石町三十八番地川崎汽船会

社和川丸船長尾島未治郎)(第二五

六号)

国民金融公庫下開支所の設置に関す

る陳情書(山口県議會議長二木謙吾)

(第二五二七号)

富士山本宮浅間神社奥宮境内地譲与

に関する陳情書(静岡県議會議長大

石文一郎)(第二五二八号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

国有林野事業特別会計法の一部を改

正する法律案(内閣提出第三六六号)

開拓者資金融通特別会計において貸

付金の財源に充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案(内

閣提出第三七七号)

漁船再保険特別会計における漁船再

保険事業について生じた損失を補て

んするための一般会計からする繰入

金に関する法律案(内閣提出第三八

号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三九号)

製造たばこの定価の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第五九号)

米国対日援助物資等処理特別会計法

を廃止する法律案(内閣提出第六二

号)

国有財産法第十三条の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件(内閣提

出、議決第三号)

解散団体財産収入金特別会計法を廃

止する法律案(内閣提出第七七号)

設備輸出為替損失補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出第七八号)

外国為替資金特別会計法の一部を改

正する法律案(内閣提出第八一号)

アルコール専売事業特別会計法の一

部を改正する法律案(内閣提出第八

二号)

造幣局特別会計法の一部を改正する

法律案(内閣提出第八三三号)

製塩施設法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八五号)

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第九三三号)

鉄道債券及び電信電話債券等に対す

る政府の元利払の保証に関する法律

案(内閣提出第九五号)

中小企業金融に関する件

○奥村委員長 これより會議を開きま

す。

まず日程に追加し、国民金融公庫法

の一部を改正する法律案及び鉄道債券

及び電信電話債券等に対する政府の元

利払の保証に関する法律案の両案を一

括して議題とし、審査に入ります。

まず河野政府委員より、両案の提案

理由の説明を聴取いたします。河野銀

行局長。

国民金融公庫法の一部を改正する

法律案

国民金融公庫法の一部を改正す

る法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法

律第四十九号)の一部を次のように

改正する。

第三条第二項中但書を削る。

第四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により業務の一部

を代理する金融機関の役員又は職

員であつて当該代理業務に従事す

る者は、刑法(明治四十年法律第

四十五号)その他の罰則の適用に

ついては、法令により公務に従事

する職員とみなす。

第五条第一項中「百三十億円」を

「百六十億円」に改める。

第十七条中「(明治四十年法律第

四十五号)」を削り、同条の次に次

の一条を加える。

(退職手当)

第十七条の二 公庫は、役員及び職

員に対する退職手当の支給の基準

を設けようとするときは、あらか

じめ大蔵大臣の承認を受けなけれ

ばならない。これを變更しようとする

ときも、また同様とする。

第二十二條の二第一項中「公庫の

予算に定められた金額の」を削る。

第二十三条中「若しくは復興金融債券」を削る。

第三十二条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

第三十五条から第四十条までを次のように改める。

第三十五条から第四十条まで 削除

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定に基いて国民金融公庫に設けられた共済組合（以下「共済組合」という。）は、この法律施行の際解散するものとする。

3 共済組合の解散及び清算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三條、第七十四條本文、第七十六條、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條（法人の清算）の規定を準用する。この場合において、同法第七十四條本文中「理事」とあるのは、「国民金融公庫総裁」と読み替へるものとする。

4 共済組合が解散した場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、政令で定めるところにより、共済組合が加入していた連合会（国家公務員共済組合法第六十三條の二に規定する共済組合連合会をいう。）又は国民金融公庫に係る健康保険の保険者（以下「保険者」という。）に帰属する。

5 前二項に規定するものの外、共済組合の清算に必要事項は、政令で定める。

6 この法律施行の際現に共済組合

の組合員である者については、この法律施行の際退職したものとみなして国家公務員共済組合法の退職給付に関する規定を適用する。

この場合において、同法の規定による退職年金は、国民金融公庫がその負担において支給するものとする。

7 共済組合が国家公務員共済組合法の規定により負担した、又は負担すべきであつた保健給付及び休業給付の義務は、保険者が承継する。

8 前項の規定により保険者がする給付の費用の二分の一は、国民金融公庫が負担するものとし、当該給付の額及び支給の条件については、なお従前の例による。但し、この法律施行の際現に共済組合の組合員である者が、この法律施行後引き続き国民金融公庫に在職し、この法律の施行により健康保険の被保険者となつた場合においては、その健康保険の被保険者となつたことについて、その者についての給付の支給を打ち切らないものとする。

9 第七項の規定により保険者が給付を行う場合においては、前項但書の規定に該当する者については、当該給付の原因となつた事故と同一の原因に基く健康保険の保険給付は行わない。

10 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び日本電信電話公社」を「日本電信電話公社及び住宅金融公庫」に改め、「又は公庫の予算及び決算に関する法律

（昭和二十六年法律第九十九号）及び（豊林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。）」を削る。

11 この法律施行前より引き続き国民金融公庫に在職する者がこの法律施行後六月以内に退職した場合においては、その職員がこの法律施行後もなお国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律に規定する職員として在職していたものとみなして、同法第十条の規定を適用する。

12 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が発行する鉄道債券及び電信電話債券の元金及び利子並びにこれらにの者が借り入れる長期借入金で外貨をもつて支払われるものの元金及び利子の支払について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号を次のように改める。

第三十五 債券及び借入金金の元利金の支払について国が債務を負担する保証契約に関すること。

第十條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 債券及び借入金金の元利金の支払について国が債務を負担する保証契約に関すること。

○河野（通）政府委員 ただいま議題となりまし国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

国民金融公庫は、昭和二十四年六月資本金十三億圓をもつて発足して以来、国民大衆の旺盛な資金需要に応じ、その後数次にわたつて増資を行うとともに、資金運用部資金の導入に努め、本年一月末においては、資本金百三十億圓、資金運用部借入金六十億圓の資金量をもつて約三百二十六億圓の貸付を行つたのでありますが、昭和二十八年度におきましても、公庫に対する資金需要は相当多額に上ることが予想されますので、昭和二十八年度予算において一般会計から三十億圓を公庫に出資することとし、これに伴つて公庫法の資本金の規定を改正することにいたしましたのであります。これにより昭和二十八年度においては、出資金三十

億圓及び資金運用部借入金五十億圓計八十億圓の新規資金のほか、既貸付金の回収金百六十一億圓を加えて二百四十一億圓の資金のうち十一億圓を資金運用部に返済してなお二百三十一億圓の貸付が可能となるわけであり、公庫の資金量の増大に伴い、公庫の業務を一層円滑に行う必要があり、また、さらに次の諸点について公庫法の改正を行うこととしたのであります。すなわち、事務所の設置に関する制限規定を削除するとともに、公庫の資金調達に弾力性を持たせるため、借入金についての公庫法における予算上の制限を緩和することとしたのであります。また公庫の役員職員の身分につきましては、さきに国家公務員法の適用から除外したのでありますが、今回さらにその退職手当につきましても国家公務員の例によらないこととするにとともに、国家公務員共済組合法の適用を除外し、所要の規定を設けることにいたしましたのであります。

次に鉄道債券及び電信電話債券等に対する政府の元利払の保証に関する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。

別途御審議を願つております昭和二十八年度政府関係機関予算におきましては、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、それら、鉄道債券百二十億圓及び電信電話債券百億圓を公募して、その収入をもつて改良工事その他施設工事関係の経費の財源に充当することが予定せられております。政府といたしましては、これらの債券の募集を円滑ならしめるため、債券の元金及び利子の支払について保証をすることが適当であると考え、これらの債券の元

利支払いについて政府保証の規定を設けることにも、これらの者の外貨による長期借入金についてもあわせて保証する規定を設けようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。なにぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○奥村委員長 だいたいの両案の質疑は、次の機会に譲ることとしたします。

○奥村委員長 次に、公報に掲載いたしました十三の法案を全部一括して議題とし、質疑を続けたいと存じます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。吉田正君。

○吉田(正)委員 銀行局長に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案についてでございますが、現在までの資金はどういうようにして調達されておつたか、それからその投資の状況はどうなつておるかということをお尋ねいたします。

○河野(通)政府委員 輸出入銀行の資金の調達の方法は、法律に書いてございいますように、一部は政府からの出資、一部は政府からの借入金、そのほか法律上は外国の金融機関その他から外資の借入れができるようになっておりますが、これは現在までのところ実際にどういう形で資金を調達したことはありません。従つて現在までの資金の源は、政府の出資金と政府からの借入金で、政府からの借入金のうちには、来年度の予算を含めて考えますと、資金運用部または従来の見返り資金からの借入れということに相なつております。

○吉田(正)委員 今度の法律案は、貿易振興のために非常にけつこうだと思ふのですが、ただこの改正によつて、従来輸出入銀行の活動が不活発であつたという点で、今度これを拡張することによつてどういふ地域にどれだけの投資が予想されるか、それをひとつお聞きしたい。

す。金額は、今の資金調達の源をわけて申しますと、資本金、つまり出資金が今年度末において二百十億に相なりまします。それから借入金が三十億。来年度におきましては出資をいたしませんで近く設定を考へております投資特別会計から四十億の借入れをいたします。これによりまして資金の総量は約三百億近くに相なる予定であります。

それから融資の状況であります。結論的に申し上げますと、実はあまりはか／＼しく進んでおりません。これにつきましてもいろいろ理由がありまします。貿易の不振の影響をいまして、この問題が非常に影響をいまして、貿易の不振の理由につきましても、御承知のようによろ／＼な原因があるわけでありまします。特に長期プラントものにつきましてもはな／＼相手方の競争もはげしいのでありまして、現在までのところでは計画通り融資の状況が進んでおりません。残高、現在のところで約五十六億の貸出し残高というところになっております。しかし最近、御承知のようによろ／＼このプラントものに対する引合は相当旺盛に出て参つております。従いまして今後におきましては、国際情勢に非常に大きな変化のない限りはだん／＼好転いたして参ることを私は期待いたしておる次第であります。

なお今御提案申し上げております改正法律案によりまして、海外投資等に対する資金の供給ができて参るといふことになりますれば、これらの面から相当輸出入銀行の融資活動は活発になつて参るといふことが期待できると考へておる次第であります。

○吉田(正)委員 今度の法律案は、貿易振興のために非常にけつこうだと思ふのですが、ただこの改正によつて、従来輸出入銀行の活動が不活発であつたという点で、今度これを拡張することによつてどういふ地域にどれだけの投資が予想されるか、それをひとつお聞きしたい。

○河野(通)政府委員 今お尋ねの点は、この法律の改正をいたしたことによつて海外投資という面の融資をやることになつた場合に、それがどういふ方面に行くかというお話であります。これはまだ引合として非常に具体化してゐるといふところまでは参つておりません。計画としては実はいろいろあるわけございまして、大体数字で申し上げますと三十件近くのものがあるわけでありまします。相手の地域は、大体インド、メキシコ、ブラジル、インドネシア、台湾、パキスタン、沖繩といつたふうなところでありまします。業種は大体機械工業、ことに紡績関係の機械工業の分が、これはメキシコあたりには相当あるわけでありまします。それからインド等におきましては、製鉄関係の工場のプラントの関係があります。それからメキシコにおきましては、鑛石の開発、あるいは造船所の計画といつたものもございまして、それから台湾におきましては、自動車その他の軽工業的なものの工場の設置の計画、また沖繩、インドネシア等におきましては、真珠の養殖、橋梁の工事、漁網の工場、そういうふうなものに対する引合——引合いと申すまではない行つておりませんが、計画があるようでありまします。そのほか東南アジアの計画全体につきましては、開発自体につきまして、あるいは地下資源と

しての銅、鉄鉱石、マンガン、塩、粘土、マグネシア・クリンカー、そういうふうなものについての開発計画も計画されておるようであります。また輸出入銀行の対象として具体的に取上げるまでの段階に至つておりませんが、そういうものがだん／＼熟して参ると期待しております。

○吉田(正)委員 東南アジア開発ということは長い間の自由党のかけ声でありまします。実は鉄鉱石の問題について、その他の問題についても、一向はかばかしいことはやつていないので、こういう方面に對しまして、輸出入銀行としまして、こちらからの投資の問題ばかりでなしに、向うの金を使うようなことについて何らかの対策がないかどうか。つまり向うの金といふものは、こちらが投資してやらせるばかりでなしに、向うの金と一緒にしたやり方においてやるというふうなことに對して、そういうふうな具体的な問題が進んでいくかどうか。ことにマレー方面に對する問題は一体どうなつておりますか。

○河野(通)政府委員 御承知のように東南アジア地域におきましては、資本、特に長期資本は実は決して豊かではないわけでありまします。従いまして、これらの地域の資本との合併によりまして、こつちも投資をして行くといふことにつきましては、いろいろ計画はあるようでありまします。たとえばこれは一例であります。アメリカ等からの投資などが入つて来るとか、あるいはそれらの地域における政府自体がある程度何らかの形で長期資金を調達すると

いうような形でない、なか／＼十分に調達できない状態のようでありまします。しかしながら、今お話のようなことにつきましては、十分促進をいたしたいといふことで、個々に研究はいたしております。御承知かと思ひますが、一時、例のインドとの関係で日印の製鉄計画というものが実はあつたわけでありまします。これはやはりインド自体の資本と日本の資金とアメリカの資金とを合せて、そこで製鉄関係の仕事をやらうという計画であつたのであります。この計画はその後のいろいろ事情で現在のところ実はさたやみになつておりますが、そういうふうなことがモデルとして十分考えられると思ひますので、個々に今後はそういう方面の仕事を進めることが適當であろうと考へております。また、今マレーのお話がございましたが、具体的にはまだ十分に進んでゐるようには聞いておりません。

○吉田(正)委員 銀行局長に続いて伺ひたいのですが、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について、この特別会計の現状はどうなつてゐるかということ、それから、従来為替上の欠損が出てゐるかどうか、その決算の状況はどういう程度であるかということをお伺ひたい。

○河野(通)政府委員 他の政府委員からお答え申し上げます。

○白石政府委員 外国為替資金特別会計の今までの収支状況であります。この特別会計は二十六年度から設立せられておりました。二十六年度といつたしましては十三億程度の益金が出ております。これは一般会計の方に納付になることになっております。二十七年

いて、組合金融をやつておりますが、商工中金にどの程度ウェイトを置くべきか、ウェイトの問題は今後できるだけ十分に考へて参らなければならぬと思ひますが、この新しい金融機関が組合金融以外のものを締め出すことは適当でない。そういたしますと、やはり組合金融を専門にやつて参る中小金融機関たる商工中金の存在理由は明らかにあるというふうに私も考へておる次第であります。

○佐藤(通)委員 もう一点お尋ねしますが、問題になるのは、中小企業金融公庫ができましたも、これをたとへば国民金融公庫のように支所をつくつて、資金を流すか、あるいは銀行にだぶつかすかという問題によつて、これが一般の中小企業者に対する貸付の問題についてどういふ意見が出るかと思ひますが、そういう問題について、ややもするところの資金は、結局地方の銀行などに今まで関係のある人だけに流れるというやうな危険があるわけでございます。そういう点について、これはせつかく政府がどういふやうな中小企業のために中小企業金融公庫をつくるという有益な計画であつても、末端に行く場合に、これが途中で、あるところ区切れてしまふやうなことがあるのでございます。こういう点についてどういふ御所見を持つておられるのか、その一点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 中小企業金融公庫の金融のやり方が、公益と申しますか、本来の設立の使命に反するやうな運営の実情にならないように十分心がけて参りたいと思ひます。中小企業金融公庫の運営の基本的な考え方は、先

ほどもちよつと申し上げましたが、第一は、政府機関であるから、民間の金融機関の金融を補充するということが第一点。それから機構はできるだけ簡素なものにして行く、そして既存の金融機関の窓口より機能をできるだけ活用して行く、この二点をはずりやつて参りたいと思ひます。従ひまして店舗等につきましても、現在のところではそうたくさん支所を置くことは考へておりません。さしあたりは東京に本部だけを置けばいいと思ひております。そして原則は、できるだけ一般民間の金融機関の機能を活用するやり方、つまり代理貸しの制度を活用して行きたい。これは農林漁業金庫が、御承知のように農林中金その他の一般金融機関の窓口をみな活用いたしておりますことと同じやうな方法でやつて参りたいと思ひておる次第であります。

○吉田(正)委員 中小企業金融が末端においてうまく行かない。そして実際に金を借りられるのは、中小企業のうちでも、中の方はみな借りられて、小は全然借りられないというのが地方の情勢なんです。従つてそのために、御承知のようにやみ金融がはやつて来ている。最近の情勢は、地方の都市には十くらゐやみ金融の会社がある。またこれに預けるのが月二分五厘から三分くらゐで預けるわけなんです。ところが現在のやみ金融が上つておつたり、土地の値段が高いときにはいいのですが、これがちよつと下りかげんになつたら、ばた／＼やられるのではないか。これに對して大蔵省の方では何らの取締りをしない。それに對しては検査庁がこれから動いて、これを取締るとい

うやうなことが出てくるのですが、検査庁が出る前に、大蔵省ではどういふものに対して法的な措置をつくつたらどうかというところは、前からいろいろの意見があるものであります。この際、そういうものを法律の上で規制しまして、それに対して十分な監督をするやうなことにしまして、何か法律案を出す用意があるかどうか、伺いた

○河野(通)政府委員 今お話のいわゆる金融業者につきましては、この委員会でもたび／＼政府の態度を詰問を受けております。先般も内務委員からこの問題について御質問がありまして、経過をお話申し上げたのであります。が、実はきのうも予算委員会、北村さんからの問題については御質問を受けております。お答えはまづたぐうじことを申し上げるよりしようがないと思ひますが、現在のところでは、関係当局との間にい／＼この問題について検討いたしております。残念ではあります。いまに結論に到達いたしてはおりません。ことほどさうな

に、非常に法律的にも経済的にもむづかしい問題がたくさんあるし、影響するところが甚大であるという観点から、慎重に研究して参りたい。ただ慎重に慎重にといつていつまで研究するかというおしかりをしよつちう受け

態度が皆様方の御満足の行くやうな結論が出ますかどうか、その点については御批判をいただくよりしかたがないと思ひます。何か特殊な法律を今つく

○吉田(正)委員 影響するところが大きいのは私も考へておるのだから、早くしませんと、そうして同時に、法律によらないで何で取締るか、どういふやうに取締るか、今の場合話せることがあつたら話していただきたい。と申しますのは、農村の金がど

○河野(通)政府委員 その点も含めて今研究をいたしておるわけでありま

○川野委員 実は中小企業金融公庫法が不日出ると思ひますが、その所管委員会があるいは大蔵委員会にならないかと考へますので、この際御質問申

○河野(通)政府委員 この委員会でもたび／＼その点については御議論が

をどういふやうにきめて行つていいか

か。これはいろいろ御見解の相違はあるかと思ひますが、一応線が引けると思ひます。ただ問題は、千両の資本金という、中小の中では比較的大きい方のところへ融資が固まるということでは避けなければならぬことでありまして、現実の運用としては、十分その点は考へて参りたいと思ひます。また非常に小さいものでありますならば、これは御承知のように生業資金と申しますか、家計と事業とが分離してない状態でありまして、こういう零細企業の金融につきましては、私は中小企業金融公庫がやるべきではなくて、国民金融公庫がその対象になるべきだといふふうに考へておられます。千両といふ線を引きましたからといって、千両四近のものだけに中小企業金融公庫が融資するということはできるだけ避けて、運用によつてそういうふうにつけて参りたいと考へておられます。

○川野委員 えてして銀行経営というものになりますと、千両といふ線が引かれますと、この千両の人、あつてはこれに近い人を対象として融資をする場合が多いのであります。実は一度中小金融の問題で地方銀行あるいは市中銀行が問題になりました際に、中小企業専門の支店をつくり、この支店によつて中小企業の金融をまかなうという御説明があつて、その支店ができたのでございまして、できまして當時は、なるほど小さい業者に融資をいたしておつたが、だん／＼日がたちますと、その専門の銀行が、中小企業と申しまして、中小企業の部門のうち大きな部門だけに融資をしたという数字が多くなつておる。こういう点から考へますと、ただいまの御答弁のよ

うに、千両といひましたとしても、千両の資本の人だけに融資するものではない、小さい人にもする、こういうふうにも申されませんが、実際問題として千両と申しますと、見ようによつては大企業と申してもさしつかへないといふ私に思ふのであります。こういうことが考へられるのであります。実はこの問題は、すでに閣議決定になつたものと私は聞いたのであります。そういう域に達してはなかつたなら、私はひとつ考へておつたものであります。私にひとつお考へを考へてもらいたい。新聞を見ますと、閣議決定を見ておるといふ実情でございまして、大きいものと小さいものとをわくと申しますか、そういう数字がある程度明らかにして、そして小さい部門にできるだけ多くの融資をするといふふうにしていただくと思ひます。と申ししますことは、数日前日本全国の中小企業者の大会がございまして、この大会におきまして、五百万円以上の資本金を持つものは中小企業にあらず、これは大企業である、そこで五百万円以下にしてもらいたいという空気が圧倒的にございまして、こういう大会に銀行局長も御出席になつて、この空気をこらんになるならば、千両の資本といふものはなるほど中小企業とは考へられないという気持ちも起ると考へるのであります。こういう点にも浸透の御注意を希望するわけでありまして、

さらにつけ加えて一言申し上げておきますが、政府の方針というものは、大企業に融資をいたしておられる。小さい業者には国民金融公庫によつて融資をされると申されますが、今

実際の国民金融公庫の融資面を調べてみますと、大体申込者の何割といふわけだけしか実は融資を見ていないわけでありまして、こういう点から、いろいろ問題になります。やみ金融といふものが必然的に出て参るわけでありまして、こう考へますと、政府の無策のために国民金融公庫が活躍できないといふことになりまして、やみ金融といふものもある程度認めざるを得ないといふことになつて参ると私は考へます。今やみ金融、やみ金融といふ／＼な悪名を打たれておられますが、実際の面としては、これを喜んでおる階級が多数ある。こういうことから考へますと、

○河野(通)政府委員 最初のお尋ねであります。一般の金融機関が、どうも小さいものに金融をいたさないという御指摘であります。この点は、えてしてそういう傾向がありますので、私も小企業に對する金融を重視してはならぬといふことでは、指導はいたしておるつもりであります。今例に引か

れました銀行の中小店舗の問題であります。これも御指摘のようによつて、必ずしも成績が芳しくないもので、この点は今後十分注意をいたして参りたいと存じます。しかしながら一般のいわゆる中小金融機関、たとえば信用金庫でか、あるいは相互銀行であります。これはなかなか計算がむずかしいのであります。一店一人当り計算しますと、やはり二十万円から二十五万円くらいが平均的な額と思ひます。そういった数字から見ますと、私は必ずしもこれらの中小企業専門の金融機関が、中小のうちの大きなものにばかり金融しておるのではないと考へるのであります。これは実績が示しておるのであります。国民金融公庫の平均が現在おそらく十二、三万円であり、それと比較いたしますと、相互銀行あるいは信用金庫の一人当りがおそらく二十万円から三十万円程度であると思ひますので、その中小のものに全然金融をいたしておらぬといふことにはな

第二点のいわゆる貸金業者の金融の問題であります。これを何か立法化して、それを合法化といふか、あるいは制度化したどうかといふような御意見は、かね／＼実は当委員会でも承つておるのであります。この問題につ

と、先ほど申し上げましたように、近く政府としての態度を申し上げる際に十分ここで御議論をいたさき、そして私どもの考へておきますが、実は法律によつて制度化するといふ意味にはい／＼あるわけでありまして、それに何か正規の金融機関としての立場を与える意味の制度化といふ意見もありまして、またそれを非常に厳重に取締り監督するための制度化といふ意見もありまして、同じこれを制度化するといふものにも意見がいろいろあると思ひます。私どもは、大体金持が自分で金を持つておつて、その金を貸金に充てるといふ普通の従来の貸金業者、これは何ら取締る必要もないので、ただだれにも迷惑をかけない。従つてそういうものを制度化するとかどうとかいう問題は、私は私は考へません。ただそれが反社会的と申しますか、金を借りる人が弱い立場にあるので、その弱味につけ込んで反社会的な高い金利をとるといふ点だけを取締ればよいので、一般の公衆から預金を集めるというやうなことをやらない限りにおいては、私は問題は無いと思ひます。結局、今問題になつておられます株主相互金融方式、あるいは匿名組合方式による金融の資金受入れのやり方が、一体預金を受けておることになるのかならぬのか、その問題に帰着するのであります。そしていづれかの結論が法律解釈として出た場合に、それをどうして行くかといふ問題に帰着するわけで、同じ法制度化する、あるいは制度化するといふものにもい／＼な意味があるわけでありまして、これらの点につきま

て、あらゆる観点から今検討をせつ

く加えておる段階にあるわけでありま
す。御意見の点は十分拝聴いたしまし
て、われ／＼の結論を得るにあたりま
して十分考へては参りますけれども、
いづれ私どもの態度がきまりました上
で、これらについての御叱正をいただ
きたい、かように考へております。

○奥村委員長 委員長からもつけ加え
て申し上げます。先ほどの佐藤觀察次郎
君、吉田正君、川野芳満君からの御質
疑にありましたやみ金融取締り対策の
政府の方針につきましては、いづれ来
週理事會にお諮りした上、皆様の御賛
同を得て、特にこの問題を取上げて、
大蔵省、法務省の關係政府委員を招致
して十分質疑いたしたいと思ひます。

○佐藤觀察委員 閣下質問……銀行
局長が来られると、こういう問題でい
つも堂々めくりをやるわけですが、こ
れはよほど重大な問題でございまし
て、私たちは銀行局長がやみ金融
取締りといつて名目上取締つて
も、やはり現実にやみ金融、高利貸しを
する者があるわけですから、けれども、
こういう問題をどういふように解決す
るという大蔵省の積極的な施策がなけ
れば、いくら法律上で取締つても、裏
へ裏へ行つて大衆が泣くというやうな
結果になると思ひます。そういう点に
ついて、先ほど川野委員から
も一千万円の貸出しを中小企業者に対
してやるよりも、たとえば百万円なら
十人貸出しできるというやうな解釈も
あるわけだ、そういう問題について
いろいろ議論がありますが、私たちの
望むのは、そういうやうなただ上から
取締りというやうなことになしに、こ
れを取締りなくともいいというやうな
方法をどうして講じないかという点で

問題がある。そういう点について、大
蔵省は現在の国民金融公庫、あるいは
中小企業公庫ではたして現在のやみ金
融を抑えるだけの力があるかどうか、
この点についてひとつ銀行局長の御意
見を承りたい。

○河野(通)政府委員 誤解を招かない
ために申し上げておきますが、今いろ
いろ議論が出ておりますのは、私はや
み金融という言葉を実は使つておらぬ
のであります。いろいろな業態がある
が、そうした貸金業者等の形がどう
かというのを申し上げておるので、
いわゆるやみ金融ならこれは取締らな
ければならぬ。やみ金融があるかどう
かということが問題になつておる。こ
れは余談であります。私は先ほど
ちよつと申し上げましたように、昔の
いわゆる普通の状態における貸金業
者、自分の金を持つてゐる人が金を貸
すといふことは、何ら取締る必要もな
い、その人が株を買ふのと同じことな
んで、何らさしつかえない、それを非
常に高い金利、反社会的な金利をとる
という点で問題があるので、普通の形
態の貸金業者は何ら取締る必要がない
と思ふ。反社会的でない貸金をやるの
なら、これははつておいていいじやな
いか。ただ問題は、今お話のように国
民金融公庫なりあるいは今度新しくで
きます中小企業金融公庫の資金源が少
いのじやないか、それをふやして大い
に機能を拡充するならば、もしかりに
適法でない金融機関が跋扈いたして
おるとすれば、これらを抑えるよすがに
なるじやないかという御意見につきま
しては、これはしこく私どもは賛成であ
ります。しかしたび／＼申上げており
ますように、私の力が足りない点はお

許し願ひたいのでありますが、財政上
の事情もございまして、現在来年度の
予算に組んであります程度の政府資金
しかこれらの機関につき込むことがで
きなかつた。これはできるだけ財政の
許す限り多額につき込むべきだと私は
考へております。

○奥村委員長 淺香忠雄君。
○淺香委員 今泉監理官に昨日タバコ
小売許可に關しまして質問をいたしま
したが、それに対してきよう資料をい
ただいたのであります。不具廢疾者
に對して今日まで優先的に扱つて来た
そのパーセンテージはどのくらいかと
いへば、きようお出し願つた資料では
二五％、ところが今度は未亡人の生
業資金に關する法律が先般の國會で通
りまして、未亡人としては非常に期待
が大きいわけでありませう。従つて今御
承知の通り、市町村の役場で生業資金
の受付をやつておられますと同時に、一
方においてはタバコの許可をもらいた
いといふので、出張所へ問合せも相当
あるかのように聞いておるのでありま
す。ところが早速に申しますと、昨日
私がこの質問をいたしましたところ
が、当局の方においては御準備がない
かのように私は考へるのであります。
そこでこの法律が出ました前後に、タ
バコ関係の方に事前にこの問題につ
いて提案者の方から御相談があつたか、
あるいはまたその後この法律が出まし
たことをお知らせになつてどういふ御計
画をお立てになつたか、この点を先に
お伺ひしたいと思ひます。

○今泉政府委員 最初の御質問の二
五％といふことについて、ちよつと誤解
があるやうでございしますが、差上げま
した資料は未亡人だけの資料でござい

ませんので、全般的に平均して申請に
よる許可があつたのが二五％というこ
とになつておりますので、一般的な数
字でございませう。ただ今までは不具廢疾
者、未亡人関係については、特別に区
別してそういう統計をとつておりませ
んの、今のところ本社の関係では区
別した数字が出ておりませんけれど
も、今後はそういうケースも實際に
わけてとりたいたと思ひます。お
そらくそういう実情を調べます。お
そらくこれは平均でございませう。不
具廢疾者、それから未亡人関係は最近
起きた問題でございませう。まだ実
績等もごくわずかじやないかと思ひま
す。しかし、不具廢疾者関係をとりわ
けてとれば、かなり高いパーセンテ
ジになつてゐることは想像できると思
ひます。

それから第二の方、今度未亡人関
係で申請があつた場合に、これを小売
業者に優先的に指定するといふ問題、
この議員立法を先般出されて通つたわ
けでございませうが、その問題につきま
しては、議員の皆様方から、また
厚生省の方から事前に私どもの方に協
議がございましたが、たいへんけつこ
うな法律であるから、公社としても異
存ないといふことで御返事申し上げ
て、あの法律が通つたように記憶して
おります。最近公社におきましては、
全国の販賣部長會議を招集してござ
いますので、来週そういう関係者が全
国から集まることになつておりますか
ら、その席上で御趣旨のところは十分
伝えまして、今後未亡人等につきま
しては優先的に取扱うよ様に、な
一層法律の趣旨の説明方、徹底方につ

いては万遺憾なきを期したいと考へて
おります。

○淺香委員 不具廢疾者は優先的に取
扱わなければならぬといふことになつ
てゐるにかかわらず、きようの資料か
ら見ましたら、全部含めて二五％とい
うのですが、その不具廢疾者はそうい
うふうに優先的に認めなければならぬ
といふことになつておれば、本部の方
でもきよういつた統計はいつでも出せる
であつて、これは一般の許可の方に、
不具廢疾者も優先的に認められておる
けれども入つておるのだといふことで
あれば、これは何ら優先の価値はない
と私は思ふ。

それからいま一点は、この法律を出
す前に事前に相談があつた。まことに
けつこうな法律であつて、私どももそ
の通りやりますからといふやうなお話
がかりにあつたといひましたら、こ
れはあなたの方の重大な手落ちとまで
は行かなくてもあまりにも事なかれ主
義ではなかつたか。何となれば、今日
この申込みの二五％の許可を与えた数
字は、これは間違いないと思ひます。け
れども、私ども選挙区においてタバコ
小売の許可の申請等で出張所などへ参
りまして話を聞いてみますと、大体一
期前後のうちに聞いておるのでありま
す。ここに皆さんがお出しになりました
た数字と、私どもが選挙区で出張所等
で聞きます数字と相当違ひがある。し
かも非常にきびしい、きようのやうな
今日の事態に、未亡人に対する生業資
金に關係して、タバコの許可を優先的
に与えるといふやうなことになりまし
た場合には、おそらく私は申込みが殺
到するだらうと思ふ。その殺到しまし

た申込みに対して、皆さんの方でこれをどう処置して行かれるか。こういう状態で進んで行きました場合には、おそれくこれは不許可だろうと思うのです。そんな場合には、何だ、法律にこれをうたつて、ちつとも許可をしてくれないじゃないかというようなことでも、物議をかもすような原因をつくる結果になる。しかもその物議をかもす原因はだれがつくつたんだといわれれば、議員立法だといわれるかもしれないが、議員立法にいたしても、その法律を作成いたします前に皆さんと御協議があつたといふことであらば、その協議に乗られて、よろしいといわれたのだから、あなたの方に対する責任はまぬがれぬと思ふ。そういう意味におきまして、きのうのお話では、今十三万五千人のところを三万何千人ふやす予定だといわれますが、その二割五、六分程度の増設のお考えのうち、こういうものが入つてゐるか。私はこれは社会的にむしろ不安をかもすようなことになつて困る問題が起きて来ると思ふのであります。もう少しこれに対する対策をお考えになつてもらわなければ困ると思ふのです。が、もう一ぺんその点について、ひとつ対策等がありましたら御説明願ひたいと思ひます。

○今泉政府委員 二割五分平均で、大休申請に対して許可がなつてゐる、少し甘いのではないかという御質問ですが、この計数は間違つておりません。ただこれは全国平均でございますから、ある特定の地区等をとつた場合は、一割のところもございまして、よし、あるところは三割、四割というところもございまして、その点は

地区別に見た際と全国的に見た際との食い違いが若干あることは御承知願ひたいと思ひます。この計数自体は間違ひございません。

それから未亡人が非常にたくさん申請するのじやなからうか。これもある程度予想はできますが、しかし未亡人、不具廃疾者であるからといつて、全然無条件で許可されるわけでもない。昨日本もちつと申し上げましたように、やはり一定の条件だけ具備しなければならぬ、それから数も来年度においては新たに増加するのは大体三万五千という計数で、これは最近の増加件数からいつて非常に多い件数でございまして、全体から行くといふと、大体三万五千くらいということに予定しております。そんなことで申請があつたのが百パーセント必ずしも通るとは考えておりませんが、一定の資格要件といふことを考えてみますれば、そう露くほどの申請件数があつて、それに対して二五%にも満たないというふうな懸念はごもなからう。現在の平均も二五%になつておりますし、御指摘のように不具廃疾者だけの計数が今日出ておりませんので、不具廃疾者は一体どのくらいの高パーセンテージになつておるかといふことは今日御説明できませんが、おそれくこれを実績と見た際に、不具廃疾者の方には一般よりかなり高いパーセンテージになつておると思ひます。従つて本年度においては、未亡人関係の方から一定の資格要件を備えて申請されたものについては、相当高いパーセンテージで許可が相なる、こう考えております。しかし実際の取扱ひにつきましては、単に法律上の優先じやなくて、運用上

も確かに優先するようなたたかひ心持をもつて地方を指導して行きたい、こう考えております。

○浅香委員 一定の条件というのは一体どういふ内容かを御説明していただきたいと思ひます。

○今泉政府委員 現在タバコの小売人を指定する際には、事務取扱ひ手続といふようなものがありまして、昭和二十四年の六月一日付で、総裁名で出してあります。かなり詳細の規定がございまして、これを印刷してお手元に差上げた方が非常におわかりがよいのじやなからうか。後刻印刷してお届けいたします。

○浅香委員 資料を出していただくこともけつこうであります。しかし私はなぜその条件の内容を示してもらひたいかといへば、ちつとと生業資金でも借受けようかといふ未亡人には、できぬような内容になつておるやうに思ふのです。そこで質問をいたしましたわけですが、それならば、未亡人等に対して優先的に取扱うといふその条件はどういうところにあるのか、もう一ぺん伺ひたいと思ひます。

○今泉政府委員 ごく中心のことだけちつと申し上げますと、条件として掲げてあります第一項は、予定営業所の位置、構造、設備の適否、第二点として、予定営業者と近接小売営業所の距離及び指定後これに及ぼす影響の程度、三、申請地付近の交通の繁閑及び便否、四、供給区域の戸数及び人口、五、一箇月の製造タバコの取扱ひ予定高及びこれに充てることのできる資金の額、六、資産信用の程度及び営業経営能力の有無、七、事業として製造タバコの品質保持上適當なる物品を

取扱つてゐるかないか、大体こつたことが要件になつております。

○浅香委員 問題は資産信用のところに関係あるわけでありまして、これはどういふような基準をお持ちなのですか。――資産内容についてはお答えに手間取るような様子なのであります。が、それならばどういふ標準をもつて許可の条件にしておられるかといふことを、具體的に資料としてお示しを願ひたいと思ひます。

いま一点は、今の御答弁では、そんなに殺到するやうに考えられぬ、これはあなたの考え方と私の考え方との相違点でありまして、今日生業資金でも借受けようかといふ未亡人が、第一番に小商いをしたいなあ、小商いでもして子女養育でもして行こうかといふことを頭に浮べました場合に、どういふ商売をするかといへば、第一番にタバコ屋を許可してもらつたら非常にきれいな仕事であり、頭を使ひ商売でもないからいいがなあといふことを、一般にふつと浮べると思ふのであります。従ひましてそつとつた小むすかし条件をお知りにならぬ、申込みさえすれば許可でももらえるかのような錯覚を起しておられる方は、相当であると私は見るのであります。従つてあなたが言われるそんなに数はあるまいといふことと、相当殺到するであろうといふ私の考えとは、見解の相違であります。が、もし殺到するといひまして、それに対する対策をお聞きしたいと思ひます。昨日から今日にかけての御答弁の内容を聞いておりますと、どうもその対策はお立てになつておられないように思われますので、きようお答えがでなかつたら、その

対策を至急にお立てになりまして、次会の委員会で、この場合にはこうする、こういふ場合にはこういふ計画を進めるといふやうに明確に御答弁をいただきたいと思ひますと同時に、専売公社の方から総裁なり副総裁なりがお出ましになつて、この問題に対する方針を明らかにしていただきたいことをお願いいたします。私の質問をきようは打ち切ります。

○今泉政府委員 最初のお尋ねの資金の問題でございまして、大体その小売店で取扱う一箇月の販売額の二割程度の自己資金は必要だといふことが、一定の許可の標準になつております。それから第二の方、見解の相違だと申されましたが、私もおそれく未亡人でタバコ小売業者をやりたいといふ人は非常に多いと思ひます。これはまたく同感でございまして、しかしやりたからといつても、やはり一定の資格要件がありまないとできないわけ、それには今の資産の問題もございまして、さきの地理的条件、それから既存の営業者との関係もございまして、従つてやりたといふ際には、おそれく出張所を尋ねて、どういつた要件があれば許可されるものでしょうかといふ相談があると思ひます。その際に、できるかできないかといふ大體の見通しがつくわけでございますから、実際に申請書となつて現われる数は、そう法外に多い件数とは私は考えておりません。それから対策と申されますが、そういつた法律も通つたこととございまして、その点は、出張所その他にそういつた希望者がありまして、かくく／＼の条件であればできるのだといふことを周知徹底させて、申請

があつたときにはできるだけ丁寧に、
従来はとかく期間なども遅れがちであ
りましたが、こういつた者については
優先的に取扱つて、早く許可を決定す
るような取扱いに持つて行きたいと考
えております。

○査査委員 資産とか信用の条件に合
致せないもの、これは当然だめなので
ありますけれども、その標準に置いて
おられる資産は、もちろん各局によつ
てまちまちでありましたが、大阪あ
たりでは、これは数字が間違つておる
かわかりませんが私が聞いておるとこ
ろでは、十数万円の資産がなければな
らぬ、こういうことであります。しか
も陳列等をつくるのには指定の陳列屋
さんにつくらすと、これも数万円かか
る。結局二十数万円なければ今日タバ
コの許可がとれぬというような標準に
なりまして、これは初めから、申込ん
でもあなた方はだめですといつて門
戸をとざした条件と同一であると考え
る。そういう意味におきまして、資産
信用等の条件を具体的に数字をもつて
示していただきたいというのが、私の
質問の要点であります。

それからいま一点は、許可をされま
す場合には出張所の方に申込む、出張
所の方はこれを調査し、本部の局の方
に送る、そして最後に局長がこの許可、
不許可をされるというきのうの御答弁
でありましたが、どうも各地において
タバコ小売組合の理事長さん、あるい
は役員の方が出張所の所長と話し合つ
て、この許可を押える傾向があるかの
ように聞いておるのでありますが、こ
の点はお調べになつたことがありますし
ようか、もう一ぺん答弁していただき
たいと思います。

○今泉政府委員 最後の点は局長の裁
定によつてきまるわけでございますが、
今御指摘のようなりわきのあるこ
とは私も聞いております。従つて機会
あるごとに、公社以外の第三者がそう
いつたことについて容察して、せつか
く適格要件を備えているものが第三者
の意見で左右されることのないように
ということとは、従来もそういつたわ
さがあることでございますので、そう
いつたうわさの事実がないように鞭撻
いたしておるわけでございますが、ある
いはまだ末端まで徹底してないうらみ
がないとも限りませんので、今後につ
いてもそういつた事実のないように、
十分気をつけて参りたいと思ひます。

○奥村委員長 次会は公報をもつてお
知らせいたしますこととし、本日はこれに
て散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和二十八年三月四日印刷

昭和二十八年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局